

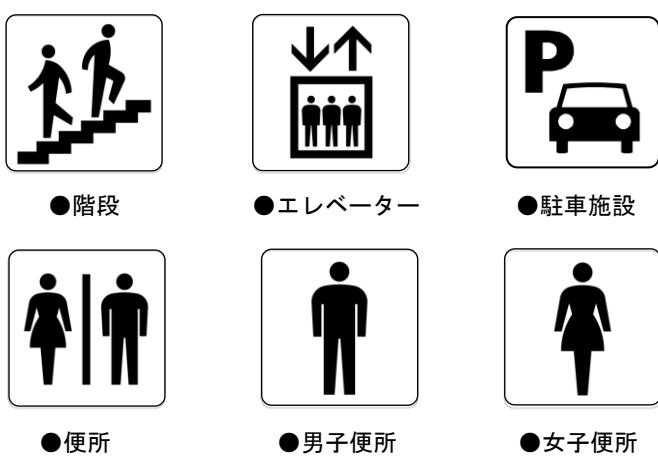
12 標識

【基本的な考え方】

高齢者や障害者等が支障なく目的場所に到達できるよう、階段、エレベーター、便所、駐車施設等の付近の見やすい位置に、誰にも分かりやすい表示の標識を設置する必要があります。

整備基準	規模 限定	備 考
特定施設整備基準（別表第3の第1の12）		

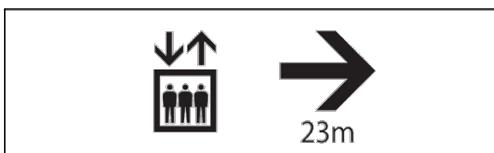
推奨事項	備 考
施設整備	
標識	標識は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとすること。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> 色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、明度、色相、又は彩度の差が大きいことにより、見分けやすい色の組み合わせを用いるものであること。 同一の施設内においては、知的障害者に分かりやすいよう、文字、大きさ、言葉を統一するものであること。 漢字、平仮名、外国語、図記号（ピクトグラム）などを組み合わせて表示するものであること。 暗い場所に設置する標識は、照明器具を内蔵したものであること。 誘導のための案内標識は、曲がり角ごとに分かりやすい位置に設けるものであること。 立て置き型の標識は、視覚障害者等の通行の支障となるおそれがあるため、使用しないこと。 突出型又は吊下型の標識を設ける場合には、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、高さ200cm以上の位置に設けるものであること。
その他	 ●階段  ●エレベーター  ●駐車施設  男女共用  身体障害者・オストメイト・乳幼児用の設備を備えています



図III-12-2 位置を示す標識
(例：多機能便所)

図III-12-1 JIS適合図

● : 整備基準に該当する事項
◎ : 推奨事項



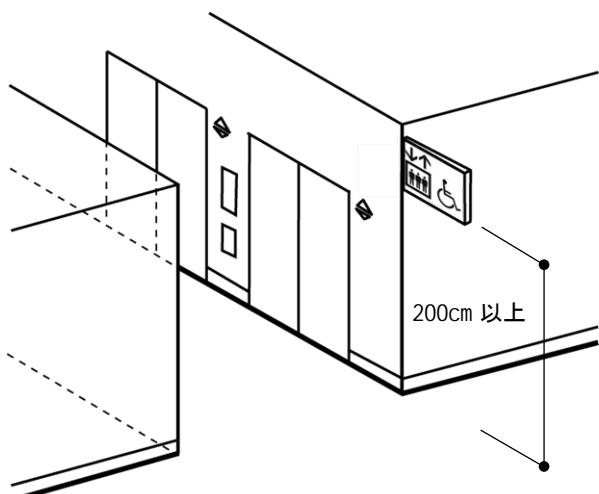
図III-12-3 誘導標識
(例: エレベーターへの誘導)



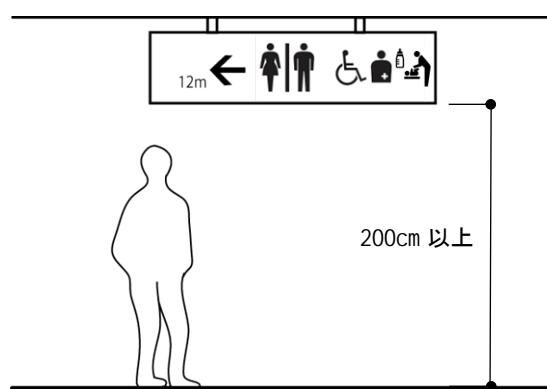
図III-12-4 分かりやすい表示の例
(外国語表記)



図III-12-5 分かりやすい表示の例
(平仮名表記)



図III-12-6 突出型標識の例



図III-12-7 吊下型標識の例


コラム 壁面や床面をつかった標識

標識は、プレートで掲示するほかに、色に配慮し、壁面全体をつかって表示することで、遠くからでも分かりやすくなります。

